公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和８年 11 月 19 日

収支等命令者
佐賀県総合福祉センター　所長　森　淳子

１ 競争入札に付する事項

（１）業務名称　　佐賀県総合福祉センター電話交換設備更新工事
（２）業務の仕様等　佐賀県総合福祉センター電話交換設備更新工事金抜内訳書による
（３）履行期間　　契約締結日から令和９年２月 15 日（月）まで
（４）履行場所　　佐賀県総合福祉センター（佐賀県佐賀市天祐一丁目８－５）

２ 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

（１） 「令和７・８年度　佐賀県建設業者施行能力等級表（建設工事)」の「電気通信工事」に登録されている者であること。
（２） 佐賀県内に建設業法第３条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
（３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
（４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（５） 開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
（６） 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
（７） 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
　ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３ 年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２ 条第６ 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」（別紙様式１）を令和８年 11 月 27 日（金）午後５時までに下記の担当課に持参または郵送（必着）してください。

※配達事故を防ぐため、書留郵便等の配達記録が残る方法とすること。

入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、任意の辞退届をメールにより提出し、担当課に送信した旨を連絡してください。

【担当課】

〒840-0851　佐賀県佐賀市天祐一丁目８番５号
佐賀県総合福祉センター　総務課
電話　0952-26-1214　　FAX　0952-23-4679
E-mail: fukushisenta@pref.saga.lg.jp

4 公告に関する質問・回答

（１）公告に関する質問

受付期間：令和８年 11 月 24 日（火）午後５時まで
受付方法：質問書（別紙様式 2）を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）又はメールにより受付可能ですが、送信後担当課に質問書が到達したことを確認してください。

（２）質問に対する回答

回答期限：令和８年 11 月 26 日（木）
回答方法：佐賀県ホームページに掲載

（３）質問書送付先　3 の担当課に同じ

5 入札書の提出場所等

（１） 入札関係書類の交付

ア　場所　佐賀県総合福祉センター　総務課（佐賀市天祐一丁目８－５）
イ　日時　令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 12 月３日（木）までの日（佐賀

県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間。
佐賀県のホームページからも入手できます。

（２） 現地説明会

実施しません。

（３） 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時　令和 8 年 12 月 8 日（火）午前 10 時 00 分

イ 場所　佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号
障害者福祉会館　集会室

ウ 提出方法　入札は入札書（別紙様式 3）により、書留郵便にて令和 8 年 12 月 3 日（木）午後 5 時までに 3 の担当課宛て必着とします。また、封筒に「佐賀県総合福祉センター電話交換設備更新工事入札書在中」と朱書きしてください。提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しません。

6 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

（２）契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とします。

ただし、請負金額が 500 万円未満の場合は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

7 その他

（１）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

（２）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（３）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（４）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
再度入札は２回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、２回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

（５） 問合せ先

佐賀県総合福祉センター　総務課　電話　0952-26-1214